

一般会計等財務書類における注記

1、重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	4年～50年
工作物	8年～60年
その他	2年～10年
物品	3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格があるものについては、会計年度末における市場価格をもって貸借対照表価額としております。

② 市場価格がないものについては、出資金額をもって貸借対照表価額としております。ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

③ 市場価格がないものうち連結対象団体及び会計に対するものについては、実質価額が著しく低下している場合には、実質価額と取得価額との差額を両者の差額が生じた会計年度の臨時損益として計上し、両者の差額を貸借対照表の投資損失引当金に計上しております。なお、実質価額が出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

③ 退職給付引当金

年度末に全ての職員が退職したとして計算した金額に、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額を加算した額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（資金管理及び資金運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）を資金の範囲としております。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでおります。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

② 物品については、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しております。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じております。

2 重要な会計方針の変更

該当する事項はありません。

3 重要な後発事象

該当する事項はありません。

4 偶発債務

該当する事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

学校給食共同調理場特別会計

② 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 財務書類の表示金額単位

記載金額は円単位で表示しています。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 -%

連結実質赤字比率 -%

実質公債費比率 10.0%

将来負担比率 6.9%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 9 千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 231,252 千円

⑦ 新型コロナウイルス感染症に関する事項

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金などの補助金収入が 339,819 千円、物価高騰対策給付金などの経済対策や新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用などの事業費支出が 345,622 千円でした。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

売却可能資産はありません。

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 4,202,153 千円

元利償還金、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 720,536 千円

将来負担額 9,776,337 千円

充当可能基金額 3,366,453 千円

特定財源見込額 0 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 4,720,761 千円

- ③ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

60,107,176 円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支

業務活動収支（支払利息支出を除く） 940,203 千円

投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入を除く） △330,676 千円

基礎的財政収支 609,527 千円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	7,388,510 千円	7,059,475 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	32,175 千円	31,943 千円
繰越金に伴う差額	△170,827 千円	131,000 千円
資金収支計算書	7,249,858 千円	7,222,418 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は、一部の特別会計（学校給食特別会計）の分だけ相違します。

繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上していますが、公会計では計上していない為、相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	936,265 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	73,399 千円
減価償却費	△498,402 千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△1,720 千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	30,738 千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	△4,506 千円

資産売却益	22,601	千円
資産除売却損	△7,093	千円
その他負債の減少	△2,701	千円
未収債権、未払債務等の増加（減少）	3,679	千円
純資産変動計算書の本年度差額	552,261	千円

④ 一時借入金の状況

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	800,000	千円
一時借入金に係る利子額		千円

⑤ 重要な非資金取引

該当する事項はありません。